

部活動に係る活動方針

大阪府立住之江支援学校

1. 部活動の目的

- (1) 共通の興味や関心のもとでの集団活動を通じ、協調性や連帯感を育てる。
- (2) 個々の能力を伸ばすとともに自主的な態度や習慣を身に付ける。
- (3) 校内外の活動を通して社会のルールやマナーを守り、行動する力を身に付ける。

2. 運営について

- (1) 毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- (2) 部活動部員の募集は年度当初に中学部と高等部の自主通学生を対象に「クラブ活動参加申込書」を配付し周知する。
- (3) 活動日程は毎月保護者へ配付する「活動予定表」または「行事予定」でお知らせする。
- (4) 部活動顧問は複数で担当し、一部の顧問に過度な負担が生じないようにする。
- (5) 顧問の決定は年度末から年度当初にかけて「顧問アンケート」を取り、決定しない部活動については活動を見合わせる。

3. 活動時間及び休養日の設定について

- (1) 授業中の活動時間や休業日の設定は各顧問で決定し、平日の活動時間は最長 16:30 までとする。
- (2) 対外試合日を除く、土曜日及び日曜日は休養日とし、平日は 1 日以上休養日を設ける。
- (3) 長期、冬季などの長期休業中の活動日や時間については顧問より事前に保護者へお知らせする。
- (4) 大会や練習試合等で 4 時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮し、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

4. 指導について

- (1) 適切な指導方法やコミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 部活動を通して仲間と協力し人間関係を学ぶとともに、心身の健康の保持を図る。
- (3) 体罰・ハラスメントはいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また威圧的な言動等によって生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たることとする。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 入退部は希望に応じて随時行うことができる。
- (3) 大会参加や練習試合等については日程などを十分に考慮し、生徒の過度な負担とならないようにする。
- (4) 対外試合での集合、解散場所については顧問で決定し事前に保護者に伝えることとする。